

平成21年7月1日

株式会社 但馬銀行

個人年金保険「百花凛々」の取扱開始について

株式会社 但馬銀行(頭取 倉橋 基)は、より多くのお客さまのニーズにお応えするため、本日より、新たな個人年金保険商品の取扱いを下記の通り開始しますのでお知らせいたします。

なお、本商品の取扱開始に伴い、現行商品「百花凛々プレミアム」は6月30日(火)受付分をもちまして、販売を停止させていただきます。

記

一、商品内容

商 品 名	百花凛々
引 受 保 険 会 社	三井住友海上メットライフ生命保険株式会社
年 金 種 類	変額個人年金保険(08)
特 徴	<p>(1)すぐに、ずっと <u>ご契約の1年後から、一生涯の年金をお受取りいただけます。</u> 基本年金額は一時払保険料(基本保険金額)の3%となります。積立金がなくなっても被保険者が生存中、一生涯にわたって年金をお受取りいただけます。</p> <p>(2)ふやす <u>運用成果により、年金額のステップアップが期待できます。</u> 積立期間中と保証金額付特別勘定終身年金の受取期間中は積立金を特別勘定で運用します。特別勘定の運用成果により、お受取りいただける年金額のステップアップが毎年期待できます。 なお、一度ステップアップした年金額はその後、一部解約をしない限り下がることはありません。</p> <p>(3)まもる <u>万が一の場合、払込保険料相当額(基本保険金額)の100%を最低保証します。</u> 積立期間中に被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金は払込保険料相当額(基本保険金額)を下回ることはありません。保証金額付特別勘定終身年金の受取期間中に被保険者が亡くなられた場合、受取総額(死亡一時金額と受取年金累計額を合算した額)は、払込保険料相当額(基本保険金額)を下回ることはありません。</p>

二、この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。

この保険では以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

ご 契 約 時	契約初期費用	一時払保険料に対して3%を特別勘定への繰入前に控除します。
特 別 勘 定 で の 運 用 期 間 中	保険関係費	積立金額に対して年率 2.74% / 365 を乗じた金額を毎日控除します。
	資産運用関係費*	特別勘定の資産残高に対して年率 0.1575%程度（消費税込） / 365 を乗じた金額を毎日控除します。
一般勘定で運用する 年金の受取期間中	年金管理費	年金受取金額に対して1%を年金受取開始日以後、年金受取日に責任準備金から控除します。（遺族年金支払特約による年金も含まれます。）
解約時・一部解約時	解約控除	契約日（増額部分については増額日）から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日（増額日）から経過年数に応じて3.4%~0.4%を解約控除対象額（解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額）に乘じ、その金額（解約控除額）を積立金から控除して払戻金としてお支払いします。

* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

留意事項

- ・この保険は三井住友海上メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・この保険のご検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。
- ・生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上メットライフ生命の保険契約締結の媒介を行う

う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上メットライフ生命が承諾したときに成立します。

- ・この保険のご検討にあたっては「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。

以 上

<お問い合わせは> 0120 - 164 - 230 (フリーダイヤル)

受付時間 / 9 : 00 ~ 19 : 00

(土・日・祝日のほか、1月1日～3日、12月31日は除く)